

要請書

玄海 3 号機蒸気漏れ事故に続く 4号機一次系冷却材ポンプ事故 大事故の警告と受け止めよ 再稼働同意撤回を求める

2018 年 5 月 10 日

佐賀県知事 山口祥義 様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会／プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
玄海原発反対からつ事務所／原発を考える鳥栖の会／今を生きる会／原発知っちょる会
風ふくおかの会／戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会／たんぽぽとりで
東区から玄海原発の廃炉を考える会／福岡で福島を考える会／あしたの命を考える会

5月2日、再稼働へ向け試運転中の玄海原発4号機で、放射性物質を含む一次系冷却水を循環させるポンプ2台で、流入防止用の水の流量が通常の2倍にも増える異常が見つかったと、5月3日夜に報道があった。

約1か月前の3月30日には再稼働直後の3号機で蒸気漏れ事故を起こしたにもかかわらず、原子炉を止めず、配管の総点検もしないで4月17日に発電再開を強行した直後の今回の事故に、私たちの不安と怒りは増大するばかりだ。

九州電力に対して強く抗議するとともに、知事に対して3・4号機の再稼働同意撤回を求める。

今回異常が発生した2台のポンプの「シール部」は今年1～3月に新品に換えたばかりだったというが、なぜ事故は起きたのか。点検で見落としがあったのではないのか。部品交換だけで済まされるのか。残りの2台は分解点検しないのか。同じ部品を使っている3号機も運転を止めて点検しなおすべきではないのか。構造的欠陥があるのではないのか。

4号機は2011年12月25日以来6年4か月停止しているが、長期停止の影響はないのか。

ポンプが破損し、冷却材喪失、放射能放出につながる事故に発展していた可能性はなかったのか。

九電は事故についてこれまでに公開したのは概略図1枚だけであり、どのような事故であったのかほとんど分からない。同意した知事の責任において、事故原因などを県民に対して丁寧に説明する責任がある。

自治体・住民への通報連絡体制も問題だ。2日16時に「異常」が発生したが、自治体への最初の通報は、「再稼働工程に影響する可能性が出てきた」翌3日11時だった。異常発生から19時間も経ってからの連絡だった。

佐賀県の副島副知事は蒸気漏れ事故の際に「空振りでも結構なので、日頃と違う状況がある段階で本県に連絡を」と九電・山元取締役役に要請した。九電は今回「今までなら分解点検が決まった段階(3日13時10分)で連絡するので、早く対応した」という。しかし、事故進展が早ければ、報告すべき案件か判断している間に遅れるということがありうる。「異常発生」後ただちに通報しなければ、住民は放射能から逃れることが困難になりかねない。

四国電力伊方原発3号機が2016年7月に同様のポンプ事故を起こした際に、愛媛県は四電からの第一報を受け取った時に9ページの資料をホームページに公開したが、佐賀県はホームページで4行の「お知らせ」を掲示しただけである(1週間経った今もそのまま)。九州電力と締結した安全協定に明記されている「立入調査」も行わず、蒸気漏れ事故時に設置した情報連絡室(翌日閉鎖)を今回は設置さえしなかった。

知事は「玄海原発については、とにかく安全第一で、慎重にも、慎重にも慎重を尽くしてくれということが基本だ」(4月19日記者会見)などと言うが、知事自身が「基本」をまったく守っていない。放射能事故から住民を守らなければならないという危機意識が欠如していると言わざるを得ない。

一次系冷却材ポンプの事故は、玄海原発1号機で1999年1月に通常運転中にも起きて原子炉を停止したほか、2005年10月の関西電力美浜原発1号機、2016年7月の四国電力伊方原発3号機(上述)など、全国の原発

で相次いできた。

異常のあった一次冷却材ポンプのシール部は、圧力に耐えている部品同士が相対的に移動しあっており、内部から液体が漏れるのを防ぐのは至難だと言われている。元東芝の技術者・小倉志郎さんは伊方の事故後、「一次系冷却材ポンプのシール部は、原発のアキレス腱だ。恐ろしいのはこの構造的欠陥、ポンプの軸受け部のシール技術の未確立から繰り返されてきた水漏れ故障事故が、冷却材喪失事故に直結する可能性があること」だと指摘している。

ひとたび大事故が起きれば、佐賀・九州はもちろん、地球上のすべてのいきものたちが放射能による犠牲を強いられ、取返しのつかないことになる。

県民の命とくらしを第一と思うならば、今回の玄海 3 号機蒸気漏れ事故と 4 号機一次系冷却材ポンプ事故を警告として重く受け止めるべきだ。再稼働など言語道断である。

以下、要請と質問をする。どのように対応されるのか、2 週間以内の文書回答ならびに直接面談の場を求める。

【 要請事項 】

- (1) 知事が言う「やむを得ず再稼働」ということに、私たちは理解などしていない。玄海原発 3・4 号機の再稼働同意を撤回すること
- (2) 3・4 号機の事故の原因、経過、対策、影響などについて、県として立ち入り調査もした上で、県民に対して説明すること
- (3) 事故・トラブル時の通報連絡体制について、愛媛県の対応に倣って「正常状態以外のすべての事態」の報告を九電に対して義務づけるようにすること
現行の通報連絡体制や「情報連絡室」の設置基準も明らかにすること
- (4) 県民に対する情報伝達の遅れは県民の判断の自由を奪うことになる。どんな小さな事故・トラブルでも事実をただちに知らせ、避難する／しないの判断を住民に委ねること
- (5) 県として原発に慎重な立場の専門家の意見も聴取し、それを踏まえた対策を九電に求めること

【 質問事項 】

●玄海 3 号機蒸気漏れ事故時の専門家意見聴取について

<経緯>

4 月 5 日、副島副知事は九電・山元取締役に対して「専門家の意見を踏まえた対応」を求めた。県は「原子力安全専門部会」の委員のみを想定。

6 日、私たちは「原発に慎重な立場の専門家(2016 年 12 月に市民が要望した 8 人)からの意見聴取」を県に要請。元東芝の原子炉設計者の後藤政志氏が 20 日に佐賀に来られるということで、具体的に要望。

10 日、県から「後藤氏から意見聴取を行う」と回答。

13 日、県が「専門部会委員」意見聴取会開催。

17 日、九州電力が県に最終報告書を提出。県は発電再開容認。

18 日、発電再開。

20 日、県が後藤氏を意見聴取。

<質問>

①後藤政志氏からは元原子炉設計者という立場からの貴重な意見を聴けることが分かっていたのにもかかわらず、県は当初から「専門部会委員の意見とは別扱い」「再稼働の判断には含まない」などと発言していた。さらに 20 日に聴く前の 17 日には発電再開を容認した。なぜこのような失礼な扱いをし、話を聴く前に容認したのか。

②後藤氏の意見について、九電に伝えるなり、ホームページに載せて広く県民に知らせるなり、県としてどのように扱ったのか。

③他の慎重な立場の専門家の意見聴取については、具体的に何をどう検討し、実施したのか。